

高砂市移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、兵庫県地域創生戦略（平成27年10月策定）及び高砂市まち・ひと・しごと創生総合戦略（第2期）（令和3年3月策定）に基づき、市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、兵庫県と協働して行うひょうごで働こう！UJIターン広報・就職促進事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から市に移住した者が、高砂市移住支援金（以下「支援金」という。）の支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において支援金を交付することとする。

当該支援金の交付については、兵庫県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業実施要領（以下、県実施要領という。）、高砂市各種事業等補助金交付規則（昭和47年規則第16号）その他法令等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象者要件)

第2条 申請時において、下記の第1号の要件を満たし、かつ、第2号アからオの要件のいずれかに該当し、世帯の申請をする場合に当たっては第2号カの要件を満たす申請者を対象とする。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げるア、イ及びウに該当すること。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）及び小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）で規定される条件不利地域を有する市町村及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少が10%以上の市町村のうち、政令指定都市を除く市町村をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、雇用保険の被保険者、個人事業主又は法人経営者として東京23区内への通勤をしていたこと。

(イ) 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、雇用保険の被保険者、個人事業主又は法人経営者として東京23区内への通勤をしていたこと。（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3ヶ月前までを当該1年の起算点とすることができる。）

(ウ) ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も修業年限を上限（ただし、高等専門学校は2年を上限）として本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 平成31（2019）年4月1日以降に転入したこと。

(イ) 支援金の申請時において、転入後1年以内であること。

(ウ) 市内に、支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- (イ) 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- (ウ) 申請者は、過去 10 年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に 18 歳未満の世帯員だった者が、5 年以上経過し、18 歳以上となり、兵庫県及び高砂市が認める場合を除く。
- (エ) その他兵庫県又は市が支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就職に関する要件

ア 一般の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が兵庫県内に所在すること。
- (イ) 就業先が、兵庫県が支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。
- (ウ) 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- (エ) 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記（イ）の求人が支援金の対象として掲載された日以降であること。
- (オ) 当該法人に、支給金の申請日から 5 年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (カ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ 専門人材の場合

内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が兵庫県内に所在すること。
- (イ) 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- (ウ) 当該就業先において、支援金の申請日から 5 年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- (オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

ウ テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
- (イ) 移住先でテレワークにより勤務する（原則、恒常的に通勤しない）こととし、かつ週 20 時間以上テレワークを実施すること。
- (ウ) 新しい地方経済・生活環境創生交付金又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

エ 関係人口に関する要件

高砂市の関係人口として（ア）の要件を満たし、かつ、（イ）の要件を満たしていること。

- (ア) 関係人口の範囲 次の a 及び b に該当すること。

- a 転入時の年齢が40歳未満の者
- b 次に掲げる事項のいずれかに該当すること
 - (a) 転入日より前に、本人又は配偶者が高砂市に通算1年以上住民登録していた者
 - (b) 転入日より前に、3親等以内の親族が高砂市に通算1年以上住民登録している又は住民登録していた者
 - (c) 高砂市に所在する学校に在学していた者
- (イ) 就業に関する要件 次のa又はbに該当すること。
 - a 農林水産業、家業（3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等）を含む兵庫県内の事業所に新たに就職した者（※転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること）で週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業している者
 - b 兵庫県内で個人事業を開業又は法人の設立・移転を行った者

オ 起業に関する要件

1年以内に兵庫県が県実施要領に従い実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

カ 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
- (イ) 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
- (ウ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、平成31（2019）年4月1日以降に転入したこと。
- (エ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後1年以内であること。
- (オ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

（交付金額等）

第3条 支援金の金額は、世帯の申請の場合にあつては100万円、単身世帯の申請の場合にあつては60万円とする。また、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は18歳未満の者一人につき100万円を加算する。

2 支援金の交付回数は1世帯につき1回限りとする。

（交付の申請）

第4条 申請者は、高砂市移住支援金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し（2人以上の世帯に係る支援金の交付の申請の場合にあつては世帯分のものとする。）
- (2) 移住元の住民票の除票又は戸籍の附票の写し（2人以上の世帯に係る支援金の交付の申請の場合にあつては世帯分のものとする。）
- (3) 第2条第1項第1号アに該当する場合にあつては、移住元での在勤地及び就業期間が分かる書類の写し及び雇用保険の被保険者の場合にあつては、雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類の写し

- (4) 第2条第1項第1号ア（ウ）に該当する場合にあっては、在学期間や卒業校が確認できる書類の写し
 - (5) 第2条第1項第2号ア及びイに該当する場合にあっては、就業先の就業証明書（様式第2号－1）を、第2条第1項第2号ウに該当する場合にあっては、就業先の就業証明書（様式第2号－2）を、第2条第1項第2号ウに該当する個人事業主又は法人経営者の場合にあっては、就業証明書の根拠資料となる書類の写し及び移住前後を通じて移住元での業務を継続していることが確認できる書類の写し
 - (6) 第2条第1項第2号エに該当する場合にあっては、関係人口要件に係る認定申請書（様式第2号－3）及び関係人口であることを確認できる書類の写し
 - (7) 第2条第1項第2号エに該当する場合にあっては、起業家支援事業東京23区枠交付決定通知書の写し
 - (8) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当しない者である旨等を記載した誓約書（様式第3号）
 - (9) 調査同意書（様式第4号）
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 各年度の申請の受付期間は、4月1日から2月末日までとする。
（交付決定等の通知）
- 第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支援金の交付を適当と認めるときは、速やかに、高砂市移住支援金交付決定通知書（様式第5号）により当該申請をした者に通知するものとする。
- 2 市長は、前条の規定による申請があった場合において、前項の規定による審査の結果、支援金の交付を不適当と認めるとき、又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付ができないときは、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。
（請求及び交付）
- 第6条 前条第1項の規定により支援金の交付決定を受けた者（以下「支援対象者」という。）は、高砂市移住支援金交付請求書（様式第6号）に指定の振込先が分かる書類を添えて、市長に提出するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による請求があったときは、当該請求をした支援対象者に支援金を交付するものとする。
（交付決定通知書の再発行）
- 第7条 支援対象者が補助金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により高砂市移住支援金交付決定通知書の再発行を必要とするときは、高砂市移住支援金交付決定通知書再発行申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。
（再発行決定及び通知）
- 第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、高砂市移住支援金交付決定通知書を再発行することを適当と認めたときは、速やかに、高砂市移住支援金交付決定通知書（再発行）（様式第8号）により、当該申請をした者に発行するものとする。
（報告及び立入調査）
- 第9条 兵庫県及び市は、補助金を交付する移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、当該移住支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第10条 市長は、支援対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める額の支援金の返還を請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして兵庫県及び市が認めた場合はこの限りではない。

(1) 次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当する場合 全額

(ア) 虚偽の申請等をした場合

(イ) 支援金の申請日から3年未満に市外に転出した場合

(ウ) 支援金の申請日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合

(エ) 兵庫県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業実施要領に基づく起業支援事業の交付決定を取り消された場合

(2) 支援金の申請日から3年以上5年以内に市外へ転出した場合 半額

2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項の規定により支援対象者が同項第1号(イ)又は第2号に掲げる場合に該当した場合において、支援金を受給した県内市町から県内の他の事業実施市町(西宮市においては西宮市北部地域(西宮市支所設置条例における塩瀬支所及び山口支所の所管区域))へ転出した場合は、返還すべき額の4分の3について返還を求めないものとする。

ただし、県内の事業を実施していない市町(西宮市においては西宮市北部地域(西宮市支所設置条例における塩瀬支所及び山口支所の所管区域)以外)又は県外の市町村に転出した場合は、全額又は半額の返還を請求することとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に必要な事項は、兵庫県と市が協議して定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。